

### 審議案件に関する概要

令和2年10月27日 第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	令和2年4月17日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

#### 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
アルファ都市設計株式会社 代表取締役 川村 裕二	札幌市中央区南1条西7丁目1番地3

#### 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	ツルハドラッグ大麻中央店・バースデイ江別店 江別市大麻南樹町1-3	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	・店舗A 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北24条東20丁目1番21号 ・店舗B 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠 埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4	
(3)新設年月日	令和2年12月18日	
(4)店舗面積の合計	1,948 m <sup>2</sup>	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	69 台
	駐輪場の収容台数	7 台
	荷さばき施設の面積	計 90 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設の容量	計 20 m <sup>3</sup>
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分から午後9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後10時00分
	駐車場の出入口数	2箇所(出入口2箇所) 添付資料2-4 施設配置図のとおり
	荷さばき時間帯	・荷さばき施設A・B① 午前6時00分から午後10時00分 ・荷さばき施設B② 午後10時00分から午前6時00分

#### 3. 審査事項

(1) 駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 69 台 ≤ 69 台
	従業員駐車場等の整備	別敷地に整備する計画となっております。
	駐輪場の整備(自動二輪車を含む)	7 台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーターなし

搬入車両等の誘導	商品搬出入車両の計画的運用により、商品搬入車両は最大でも1時間あたり1台であり、荷さばき待ちの車両は発生しません。					
歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。</li> <li>・注意喚起看板や路面標示により、安全と円滑な自動車誘導を図ります。</li> </ul>					
交通整理員の配置	繁忙時には交通整理員を配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努めます。配置場所については、臨機応変に対応します。					
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行います。</li> <li>・公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努めます。</li> </ul>					
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	43dB	○	
		2	55dB	42dB	○	
		3	55dB	48dB	○	
		4	55dB	47dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	21dB	○	
		2	45dB	24dB	○	
		3	45dB	28dB	○	
		4	45dB	44dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機	40dB	41dB	△
		a2	排気①+②	40dB	35dB	○
		a3	排気⑨	40dB	58dB	△
c1		搬入車両	40dB	63dB	△	
c2			40dB	63dB	△	
(直近住居壁際等)	a1'	冷凍機	40dB	27dB	○	
	a3'	排気⑨	40dB	18dB	○	
	c1'	搬入車両	40dB	39dB	○	
	c2'		40dB	37dB	○	
騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導します。</li> <li>・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に配置します。</li> <li>・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間(午後10時から午前6時まで)は行いません。</li> <li>・午後10時以降の搬入は、台車を使用せず手持ちでの商品搬入を行うため、騒音が発生することはありません。</li> </ul>					
荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的搬入により搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮します。</li> <li>・搬入業者にアイドリング停止を徹底させます。</li> </ul>					
付帯設備・施設等の対策	室外機は、低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮します。					
青少年の蝟集等の対策	営業終了後は、駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じます。					

	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境問題を発生させるおそれがある場合は、適正な対応策を講じます。</li> <li>住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応する等、配慮します。</li> </ul>	
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 計 13.74m <sup>3</sup>	≦ 設置容量 19.65m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	廃棄物保管施設は屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはありません。	
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図ります。</li> <li>法や条例に基づき、適切に処理を行うよう契約時に指示します。</li> <li>設置容量は、指針による容量を充分上回っており、不足することはありません。</li> </ul>	
	減量化、リサイクル等	古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを行うよう配慮します。	
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理等は行わないため、調理臭は発生しません。</li> <li>通常生ごみの発生はありませんが、発生した場合には、密封したゴミ袋に入れ、蓋つきの容器で保管する等の対策を講じます。</li> </ul>	
	その他の対応方策	生活環境問題を発生させるおそれがある場合は、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じます。	
(4)街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>「光害」を生じることがないように、屋外照明や広告塔照明の明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し、周辺への影響に配慮します。</li> <li>立地地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図ります。</li> </ul>		
(5)防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体から、災害時における避難場所として駐車場等、敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合は、必要な協力を行います。</li> </ul>		
(6)防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図ります。</li> <li>自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮します。</li> <li>所轄警察署との連携を図り、管理者が責任を持って緊急時の対応等を行います。</li> </ul>		
(7)関係行政機関との協議状況			
	公安委員会(警察)	協議済み(札幌方面本部江別警察署交通課、北海道警察本部交通部交通規制課)	
	地元市町村	協議済み(江別市経済部商工労働課、江別市建設部開発指導課、江別市教育部学校支援課、江別市生活環境部)	
	道路管理者	説明済み(北海道札幌建設管理部当別出張所施設保全室)	
	その他関係機関	なし	

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	あり(別添のとおり)
(2)住民等の意見	なし

5. 道(石狩振興局連絡調整会議)の意見案

意見を述べる必要がないものとする